

福井県公安委員会苦情取扱規程

平成13年5月23日
福井県公安委員会規程第3号

改正

平成19年2月9日公委会規程第2号

福井県公安委員会苦情取扱規程を次のように定める。

福井県公安委員会苦情取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法(昭和29年法律第162号)第79条及び苦情の申出の手続に関する規則(平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。)の規定に基づく福井県公安委員会(以下「公安委員会」という。)あての苦情の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の受理)

第2条 苦情の受理は、警察本部警務部総務課(以下「総務課」という。)及び警察署を経て行うものとする。

2 警察署は、速やかに、規則第2条第1項に規定する苦情申出書を総務課に送付するものとする。

3 総務課は、苦情申出書に受理番号を付すとともに、苦情申出受理簿(別記様式)に所要事項を記載するものとする。

(苦情の処理)

第3条 公安委員会は、警察本部長(以下「本部長」という。)に対し、受理した苦情についての調査及びそれを踏まえた措置(以下「調査等」という。)を行わせ、直近に開催される定例会議(福井県公安委員会運営規則(昭和29年福井県公安委員会規則第1号)に規定する定例会議をいう。)において、その結果の報告を受けるものとする。ただし、定型的な処理その他迅速な処理が可能な苦情については、あらかじめ、本部長において調査等を行い、その結果の報告を受けるものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、当該調査が不十分であると認められる場合等必要に応じて苦情処理に関する指示を行うものとする。

(処理結果の通知)

第4条 公安委員会は、本部長の調査等に基づき、通知内容を決定するものとする。

2 処理結果の通知方法は、郵送によることとする。ただし、手渡し等申出者の利便に資する方法によることができる。

(本部長への委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、苦情処理に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成19年2月9日福井県公安委員会規程第2号)

この規程は、平成19年2月9日から施行する。

